

砂 川 市 条 例 第 1 6 号
令和 7 年 6 月 1 7 日

砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例

砂川市企業振興促進条例（平成元年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「増設」の次に「、改修」を加える。

第2条第1号中「オ」を「オまで」に改め、同条オ中「前各号」を「アからエまで」に改め、同条第2号中「の規定」を削り、「及び」の次に「改修費用並びに」を加え、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 改修 市内に観光事業施設を有する者が、事業の継続を目的として商業地域等において当該観光事業施設を改修することをいう。

第2条に次の1号を加える。

（13） 商業地域等 都市計画法第15条に基づいて本市が定める商業地域及び近隣商業地域をいう。

第3条第1項中「、増設」を「、増設、改修」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1） 工場施設、観光事業施設、特定事業施設及び植物工場施設

ア 新設又は増設する場合 投資額が1,500万円以上で当該施設に従事する従業員が3人以上であるもの

イ 改修する場合（観光事業施設を改修する場合に限る。） 投資額が1,000万円以上であるもの

ウ 移設する場合 投資額が1,500万円以上であるもの

第3条第1項第2号中「、移設であるもの。」を「移設するもの」に改める。

第4条第1項第2号ウ中「工場施設等」を「工場施設、特定事業施設若しくは植物工場施設」に改め、同条エ中「工場施設等」を「工場施設、特定事業施設又は植物工場施設」に改め、同条オ中「工場施設等を工業地域等及び工業専用地域以外の」を「工場施設、特定事業施設又は植物工場施設を工業地域等及び工業専用地域を除く」に改め、同条に次のように加える。

カ 観光事業施設を商業地域等に新設又は増設した場合 投資額（土地に対する投資額を除く。）の100分の15に相当する額（その額が1億5,000万円を超えるときは、1億5,000万円）

キ 観光事業施設を商業地域等において改修した場合 投資額（土地に対する投資額を除く。）の100分の15に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円）

ク 観光事業施設を商業地域等以外の地域に新設又は増設した場合 投資額（土地に対する投資額を除く。）の100分の6に相当する額（その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円）

第4条第1項第3号中「、増設」を「若しくは増設、観光事業施設の改修」に改める。

第5条中「増設」の次に「、改修」を加える。

第6条中「増設」の次に「、改修」を加え、「者に」を「ものに」に改める。

第8条中「増設」の次に「、改修」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。